

議第202号から議第205号まで

指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）

指定管理者を次のように指定する。

平成30年11月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

議案番号	公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 期 間
202	京都市北白川児童館	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地 社会福祉法人健光園	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
203	京都市七条第三児童館	京都市南区東九条東山王町27番地 公益社団法人京都市児童館学童連盟	同 上
204	京都市桂徳児童館	京都市西京区樫原角田町1番地の42 社会福祉法人積慶園	同 上
205	京都市百井青少年村	京都市中京区西ノ京西月光町18番地の2の1 一般財団法人ポジティブアースネイチャーズスクール	平成31年4月1日から平成35年3月31日まで

提案理由

京都市北白川児童館ほか3施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので提案する。